

会議の名称	令和5年度第3回八雲町介護保険事業運営委員会
日時	令和6年1月29日（月） 13時25分～14時15分
場所	八雲町総合保健福祉施設シルバープラザ 第1・第2会議室
出席者	委員17名（欠席2名）、随行者1名、傍聴者0名
会議の処理、てん末	
○令和5年度第3回介護保険事業運営委員会	
1. 開会宣言	
○保健福祉課長より	
2. 町長挨拶	
○町長より開催にあたっての挨拶	
3. 議題	
○会長より	
<p>本日の会議の審議内容につきましては、八雲町情報公開条例に規定する非公開情報が含まれておりませんので全部公開とし開催したいと思いますよろしいでしょうか。</p> <p>《異議なしの声》</p>	
(1) 協議事項	
①八雲町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（素案）について	
○事務局より	
<p>保健福祉課の長谷川です。わたくしの方から協議事項①八雲町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画素案について、ご説明させていただきますが、配付しておりました資料に2か所ほど記載誤りがございましたので、修正をお願いいたします。</p> <p>1点目は、66ページの最上段に「(2) 地域共生社会の実現」と記載しておりますが、(2)ではなく(3)の誤りですので修正願います。2点目は、79ページの「(5) 保険料基準額の算定」の下に記載された説明文のうち、「…基準額は6,526円となります」とありますが、「…基準額は6,200円となります」の誤りですので修正をお願いします。お手数をお掛けし大変申し訳ございません。</p> <p>それでは、説明に移りたいと思いますが、前回の委員会までに説明した内容に関しては、詳細な説明を割愛させていただくこととし、今回の素案におきましても主要な点のみの説明とさせていただきますことをご了承願います。</p> <p>それでは説明に移ります。</p> <p>まずは、「第1章 計画策定にあたって」ですが、1ページ目には計画策定の趣旨として、高齢化の進行を背景に各種取り組みが必要であることや、現行計画を検証したうえで第9期計画を定めること、2ページから3ページには、これまでの国の動向や第9期の国の基本指針の考え方等を記載しております。</p>	

4ページにおきましては、本計画の根拠法と位置づけ、並びに他の計画との関係性を、5ページには計画期間が令和6年度から8年度までの3か年であることや計画の策定体制に関することを、6ページには北海道と連携を図りつつ計画策定を行うこと、そして、本計画における日常生活圏域が八雲地域と熊石地域であることを記載しております。

続いて、7ページからの「第2章 高齢者を取り巻く状況」であります。現在の八雲町の総人口の推移及び年齢3区分別の人口割合を記載しております。平成29年の17,041人から令和5年には14,849人まで減少し、6年間で2千人程度人口が減少しているのに対し、高齢者の割合は年々増加し、生産年齢人口及び年少人口の割合は減少していることから、少子高齢化が明らかに進んでいることが分かります。

8ページ上段は、65歳以上の高齢者人口の内訳として、前期高齢者と後期高齢者に分けて表示しており、令和3年までは前期高齢者の増加が続いていましたが、令和4年から減少に転じ、逆に後期高齢者が増加していることから、総人口に占める後期高齢者の割合が増加傾向となり、令和5年には折れ線グラフは19.2%となっております。また、ページ下段のグラフは40歳から64歳の第2号被保険者の人口推移であり、平成29年と令和5年の比較において約800人程度減少していますが、総人口に占める割合としては、ほぼ横ばいで推移しております。9ページは世帯数の推移であり、中でもページ下段のグラフにある折れ線は高齢者単独世帯比率であり、増加傾向となっていることが分かります。

12ページをお開きください。ここでは要介護認定率と要介護度の推移を表示しております。下段の表では、地域間での比較がしやすいよう調整済認定率の推移が表示されておりますが、令和4年度においては、北海道が17.7%、全国が16.3%に対し、八雲町は15.5%となっていることから、八雲町は北海道及び全国よりも認定率が低い状況にあることが分かります。

13ページから16ページまでは、サービス別利用人数や給付費の状況、17ページから19ページまでは、現行第8期計画の重点事業の状況として、計画値に対する実績値を、20ページから23ページまでは介護予防・日常生活支援総合事業の状況及び各種福祉サービスの利用状況を記載しております。

24ページからは、昨年実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果を、33ページからは在宅介護実態調査の結果を記載しております。これらに関する分析・説明につきましては、昨年7月に開催しました委員会において説明しておりますことから、ここでは割愛させていただきます。

37ページをお開きください。ここからは、「第3章 計画の基本的な方向」を記載しているところですが、将来像及び基本目標は、前回12月の委員会でもお話ししましたように第8期計画より継承しています。将来像は「未来サポーター・シルバーやぐも 目指せ！活力ある85歳」、基本目標は「1 いつまでも現役で活躍できるまち」「2 高齢者が安心して暮らせるまち」「3 高齢者と地域がともに支え合うまち」

としており、目指すべき目標としては、現時点においても変えるべきではないと考えております。

続いて39ページをお開きください。39ページは重点的に取り組む事業を記載しています。重点的に取り組む内容としましては、大きく3つと定めています。

1つ目が、介護予防の総合的な推進となります。疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズを有する高齢者に対して、訪問や健康相談での後期高齢者質問票の活用や、住民主体の通いの場での体力測定等により、フレイル状態の高齢者を早期に把握し、保健指導や生活機能向上に向けた支援を行うとともに、高齢者が自主的に健康づくりや介護予防活動に取り組めるよう支援していきます。

2つ目は認知症施策の推進です。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって過ごせる社会を目指し、「共生」と「予防」を車の両輪として、施策を推進することが求められております。具体的な事業の内容としては、運動不足の改善や生活習慣病の予防、社会参加などが認知症予防に資する可能性が示唆されているため、「通いの場」における保健師などによる健康相談や認知症予防に効果のある体操の普及などにより、認知症の予防を推進していきます。

また、認知症に関する知識の普及・啓発や、認知症の人の生活機能障害の進行に合わせ、いつ、どこでどのような医療・介護サービスが受けることができるのかを、認知症の人やその家族に提示することを目的とした認知症ケアパスを今年度中に作成し、その普及を図ります。

3つ目は、地域包括ケアシステムを支える人材の確保です。介護サービスを提供する介護人材は慢性的に不足している状況であり、八雲町においては、事業所合同説明会や就職支援貸付金などの人材確保に向けた取組を行っておりますが、今後も介護保険事業所の実態を確認しながら、取り組みを進めてまいります。

また、生活支援の担い手については、地域での支え合いや高齢者の社会参加等を進めることも目的とした、有償ボランティア等による体制づくりを検討してまいります。

以上が重点的事業となります。

続いて41ページ 「第4章 施策の展開」です。

基本的には第8期計画に引き続き八雲町の関係各課による各種事業を継続実施しつつ、さらに実情に応じて見直し、充実を図るよう努めていく考えですが、ここでは主なポイントを簡単に説明させていただきます。

44ページの最下段 4の②健康づくりの意識啓発ですが、今後も地域包括支援センターと連携しながらより多く通いの場に参加し、フレイル予防の視点を取り入れた運動や栄養、口腔に関する健康講話を実施し高齢者の健康づくりに取り組むとしております。

52ページの5介護給付適正化の推進ですが、第8期までは国の指針により主要5事業の推進としておりましたが、資料に記載の「②ケアプラン等の点検」の中に第8期までは別区分と掲載されていた「住宅改修の点検」が含まれることになったほか、第8

期にあった「介護給付費通知」が費用対効果などから全国的に普及が伸びず、第9期より任意事業となったことに伴い、今回の計画においてはお示しした3事業に再編されることとなりました。

54ページの上段 2ケアラー家族介護者への支援ですが、八雲町では、北海道ケアラー支援推進計画に基づき、相談支援体制の整備、関係機関との連携などを通じてケアラー支援を行っていくことを記載しております。

58ページの中段 3在宅医療・介護連携の推進につきましては、第9期計画から小項目を2つ追加しており、ひとつ目が「①在宅医療・介護の提供体制」、ふたつ目が次ページの「②在宅医療の場面別の連携の推進」とし、中でも②については医療と介護の連携した対応が求められる場面ごとに八雲町の目指すべき目標を設定しております。

60ページ4生活支援サービスの体制整備ですが、中段あたりに記載しておりますように、八雲地域でも有償ボランティアの創出が長年の課題であることから、地域福祉推進の担い手である社会福祉協議会に事業を委託し、生活支援コーディネーターの活動を通じて住民主体の活動の場づくりに努めるほか、有償ボランティアの創出に向けた検討を行うものとしています。

64ページの3認知症ケア体制の強化①見守り体制の構築では、認知症高齢者の徘徊は生命に関わる重要な問題であることから、早期発見・保護する仕組みづくりが重要としており、事前登録者の持ち物にQRコードをあらかじめ貼り付けておき、万が一、行方不明になった際には、発見した方がQRコードを携帯電話で読み取ることで迅速な捜索に寄与することを期待しており、新たな試みであります。

次に68ページをお開きください。「第5章 第9期介護保険事業計画」としており、68ページでは保険料算定の流れを記載しています。資料に記載された流れにより保険料は算定されることとなりますが、保険料算定にあたっては、第9期計画期間の保険料だけではなく、高齢化が一段と進む令和22年度の算定も行っております。

69ページは、総人口の推計となっており、令和8年度の総人口は13,817人、令和22年度は10,783人となることが予測されております。人口減少と高齢化率は反比例しており、令和22年度の高齢化率は45.4%と大幅に増加する推計結果となっております。

70ページは、被保険者数の推計となっており、第1号被保険者数においては減少傾向が続き、令和8年度には5,262人、令和22年度には4,897人となることが見込まれています。また、第2号被保険者数は大幅な減少が続き、令和22年度には3,437人となる見込みとなっております。

71ページは、要介護認定者数の推計となります。令和6年度以降微減が続き、令和8年度には1,019人となる見込みですが、令和22年度には1,111人となる見込みです。これは、後期高齢者数の増加に伴って要介護認定率が上昇すると推計しているものです。

72ページから76ページまでは、介護給付及び予防給付事業の見込量となっており、

実績値と令和6年度以降の推計値が表示されております。

77ページからは、介護保険料の算定となります。77ページでは(1)で標準給付費、(2)で地域支援事業費の見込額を算出しており、次のページで保険料収納必要額算出のルール計算に用いることとなります。

78ページにつきましては、本計画期間である令和6年度から8年度の3か年分の合計である第9期合計欄をご覧いただきたいと思いますが、①標準給付費見込額が51億2895万1千円、②地域支援事業費見込額2億4579万7千円、これら①②を合計した③事業費合計に④第1号被保険者負担割合である23.0%をかけた額が⑤第1号被保険者負担相当額12億3619万2千円となります。このほかに見込んだ⑥から⑨の額を、⑩保険料収納必要額のカッコ書きのルールどおりに足し引きした額10億8500万1千円となり、これを次のページの保険料算定に用いることとなります。

79ページの(4)では所得段階別被保険者数を推計しており、表の第9期合計欄の最下段に記載しております補正後第1号被保険者数14,881人を保険料算定に用いることとなります。同ページの(5)において、ただいまご説明した金額や人数を使用して計算した結果、表の一番下にある④保険料基準額は月額6,200円となりました。現行第8期は月額5,500円でしたので700円の増加となります。なお、準備基金からの取崩を行わない場合を想定して試算してみたところ、月額は約6,700円程度となりましたが、基金から3年間で約7700万円を取り崩すことにより、保険料の急激な上昇を抑制したものであります。

保険料が増額する主な要因としましては、国の調整交付金の率が見直されたことで交付金収入が減となる見込みであることに加え、介護報酬の引き上げ改定に伴う給付費の増などが考えられるところです。

80ページは、所得段階別保険料の見込みです。現在の介護保険料の所得段階数は、国の標準として9段階でしたが、第9期における国の方針により、13段階に多段階化することとなりました。少子高齢化に伴い増加する将来の給付費を見据えたうえ、今後の介護保険制度の持続確保の観点から、高所得者の保険料負担割合を引き上げるとともに、低所得者の負担割合を引き下げて低所得者の保険料上昇を抑制しようとするものです。現行の第9段階目をさらに所得に応じて5つに細分化するような制度改正を予定しております。

81ページにつきましては、「第6章 計画の推進と評価」としており、広く計画の周知を図り、行政と住民等がそれぞれの役割を担いながら一体となって施策の展開に努めることや、地域資源の把握に努め有効活用を図ること、そして本計画の実施状況の把握や評価により進行管理を行うことなどが記載されております。

そのほか、確定版の計画におきましては、資料編として当委員会の構成名簿や委員会開催事績などをうしろに追加することで検討しております。

以上、簡単ではありますが八雲町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画素

案の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員より

「いきいきカレッジ」「シルバーオリンピック」について、今までコロナ禍の影響で中止になっているが、今後についてはどう考えているか。

○事務局より

新年度以降、事務方で今後の開催について検討する見込みである。

○委員より

有償ボランティアについて、具体的にどのような事業を考えているか。

○事務局より

現段階で具体的な事業案があるわけではない。全国的に社会福祉協議会でそれぞれの自治体と行っている事例を参考に、八雲町と社会福祉協議会とで長く続けられる事業を検討していきたい。

○委員より

保険料基準額が700円上がるとのことだが、給付費は毎年変動するのに対し、保険料は3年間変わらないのか。

○事務局より

3年間の計画期間の必要経費を見込んだうえで保険料を改定しており、3年間は変わらない。

もし給付費が想定以上に増加し保険料収納分では不足した場合は、不足分を基金から取り崩し、給付費が想定より少なければ超過分を基金に積み立て、次回第10期計画の際に保険料の抑制に充てることとなる。

○委員より

有償ボランティア等を進めるにあたり、地域に詳しい町内会とより連携を密にして行ってほしい。

○事務局より

今後検討していくにあたり、参考にさせていただく。

○委員より

基金から取り崩すことにより保険料の急激な上昇を抑制するとのことだが、基金は現在どのくらいあるのか。

○事務局より

今年度末時点で1億6千万円程度と見込まれる。今後給付費が想定以上に増加した場合など検討し、今回の取り崩し額としている。

○委員より

他自治体では「傾聴ボランティア」が活動しているところもある。一人暮らしの高齢者は話を聞いてほしい人も多く、八雲町でも検討してはどうか。

○事務局より

長く運営でき、役に立てるような事業にするにはどうしたらいいか、内容も含め今後検討しながら取り組んでいきたい。

○委員より

介護職員と全産業平均の給与の差がひと月あたり6万円程度あると聞く。介護職員の不足が予想される中、処遇改善について自治体からも国へ要望を上げる必要があると考えるがどうか。

○事務局より

国への要望としては毎年全国の町村会の要望事項に含まれている。介護報酬はサービスによって決まっており、町単独で何かすることは難しい。町内事業所においても人材確保が課題となっているため、引き続き状況を共有しながらできる取り組みを進めていきたい。

4. その他

○事務局より

その他ですが、本日の計画素案について2月にパブリックコメントを実施し、その後、計画確定についてご提示したいと考えておりますので、第4回の委員会を3月5日（火）に開催する予定であります。本日の会議録の送付とあわせて次回の委員会開催案内文も同封させていただく予定ですので、出欠のご報告について、よろしくお願いいたします。

なお、今回は包括支援センター運営協議会も併せて開催する予定ですので、重ねてお願い申し上げます。事務局からは以上となります。

○委員より

質問・意見等なし

5. 閉会